

遠隔操作式エンジンスターターの安全対策

1 製品の安全対策（製品メーカーを対象）

項目	対策
車両が動かない状態でのみエンジンの始動が可能であること	遠隔操作式エンジンスターターによる始動は、動力伝達装置の変速装置が、駆動輪に動力が伝わらない状態にある場合に限り、可能であること。 これに加え、MT 車にあっては、遠隔操作式エンジンスターターによる始動は、駐車ブレーキを作動させている場合に限り、可能であること。
エンジン始動後、施錠装置（ハンドル・ロック）が作動したまま発進しないこと	エンジンの始動後、施錠装置（ハンドル・ロック）を解除しないまま動力伝達装置を操作した場合に、エンジンを自動的に停止させる装置を有すること。 これに加え、MT 車にあっては、エンジンの始動後、施錠装置（ハンドル・ロック）を解除しないまま駐車ブレーキを解除した場合に、エンジンを自動的に停止させる装置を有すること。
電波に関連する問題が無いこと	遠隔操作式エンジンスターターの電波は、他の電子機器に悪影響を与えるものでないこと。
その他	遠隔操作式エンジンスターターの送信機及び受信機は、1対1でのみ機能するものであること。 運転席で操作する通常のイグニッション・キーがオンの時は、遠隔操作の機能を停止するものであること。 遠隔操作式エンジンスターターが故障等の場合においても、運転席で操作する通常のイグニッション・キーによる操作機能に支障がないものであること。 遠隔操作式エンジンスターターによって始動したエンジンが、そのままの状態でも一定時間以上経過した場合には、自動的にエンジンを停止するものであること。

2 使用者に周知すべき事項

（製品販売者、日本自動車連盟 JAF 等によって周知されるべき事項）

- 次の事項等、遠隔操作式エンジンスターターの安全対策に関する必要な事項。
- 「遠隔操作式エンジンスターターの購入に当たっては、誤発進の防止対策等の安全対策が講じられた製品を選んでください。また、通常、遠隔操作式エンジンスターターは、対象車種を製品メーカーが指定しているので、留意してください。」
- 「特に、AT 車用製品は、MT 車への取付けはできません。誤って取り付けると、大変危険です。」
- 「製品メーカーの注意事項に従って使用して下さい。」

3 製品メーカーにおける対策

- 第1項の「製品の安全対策」を含む、安全対策が万全な製品とすること。
- 遠隔操作式エンジンスターターの適切な取付けに関する情報（対象車種、MT車への装着禁止など）を販売店に情報提供すること。
- 遠隔操作式エンジンスターターには、使用に当たっての注意事項を明示すること。

4 製品販売者における対策

- 第1項の「製品の安全対策」を含む、安全対策が万全な製品のみ販売すること。また、AT車用製品をMT車へ取り付けることを目的としたアダプター等を販売しないこと。
- 遠隔操作式エンジンスターターの取付けは、製品メーカーからの情報（対象車種、MT車への装着禁止など）に従って適切に行うこと。
- 使用者に対し、第2項の「使用者に周知すべき事項」等、遠隔操作式エンジンスターターの安全対策に関する必要な事項を周知すること。

注1：「MT車」とは、手動変速装置（マニュアル・トランスミッション）を備えた自動車をいう。

注2：「AT車」とは、自動変速装置（オートマチック・トランスミッション）を備えた自動車をいう。